

児童相談所設置に係る本格検討の結果について

概要

児童相談所設置について、今年度から本格検討を行ってきた結果、宮崎市の子どもを宮崎市が守り育てるため、市の強みをいかした児童相談所を設置することとした。

1 宮崎市の子どもに関する相談の現状

児童相談所での児童虐待相談対応件数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
宮崎市	208	270	311	248	479	524	767	617	671
中央児相	273	325	440	340	640	737	1,113	888	988
全国	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,659

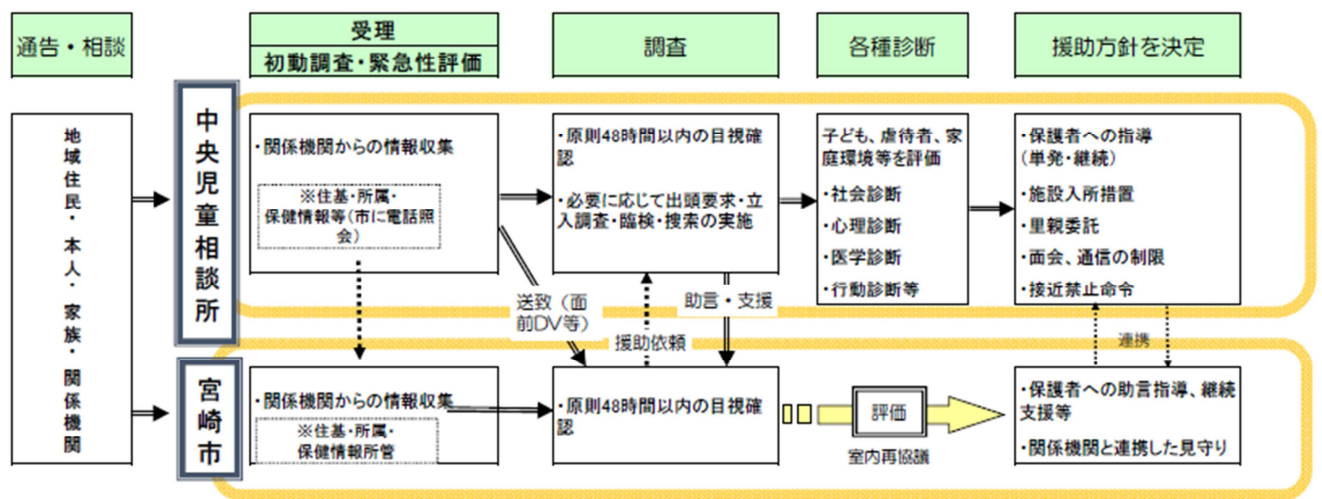
子どもやその家庭に関する相談は、年々多様化し、幅広い支援が必要となってきた。本市には分野ごとに様々な相談窓口があるが、相談内容も複雑化していることから、専門職の配置や相談しやすく総合的な対応ができる体制が求められている。

全国的に見ると、児童虐待相談対応件数は例年過去最多を更新している。本市においても同様な状況である。

宮崎県中央児童相談所管内(3市7町1村)の虐待相談件数のうち、本市の案件は約7割となっている。

※3市7町1村・・・宮崎市、日南市、西都市、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町

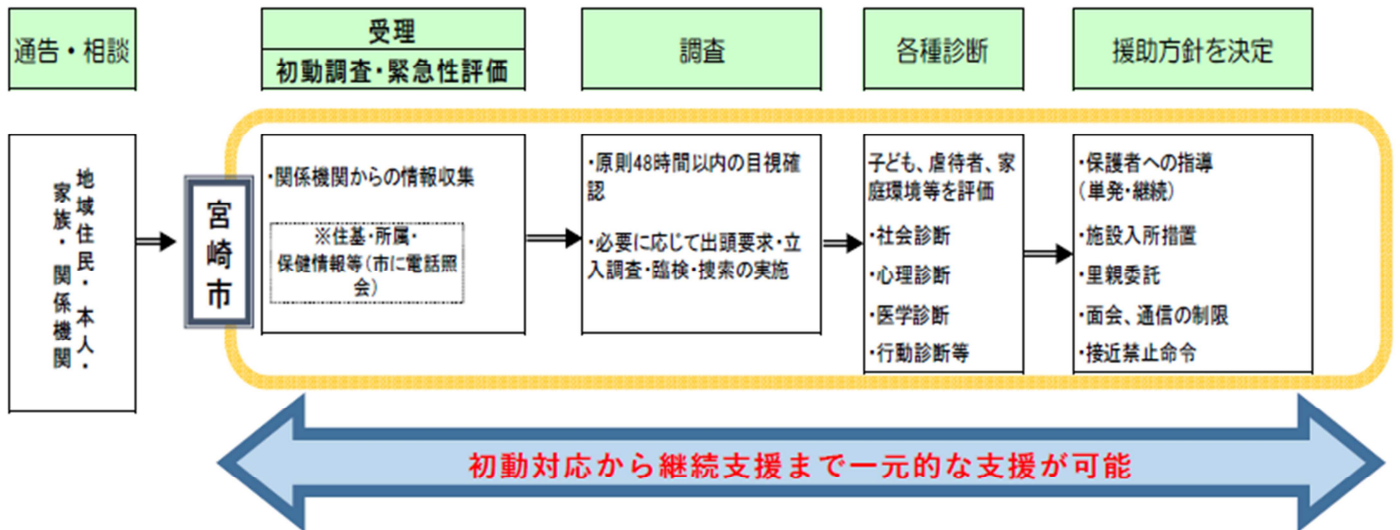
2 現在の虐待通告後の流れ



虐待の通告は、本市や県中央児童相談所等で受理しており、通告後の流れは、初動から県との連携が必要となっている。

それぞれでリスクを評価し、ケースによっては県中央児童相談所から送致、または本市から県中央児童相談所へ援助依頼等を行うなど、その過程でも連携・協議が必要である。

3-1 宮崎市が児童相談所を設置するメリット



本市が児童相談所を設置すれば、現在のように県中央児童相談所との連携・協議を行う必要がなくなり、初動対応から継続支援まで一元的な支援を行うことが出来る。

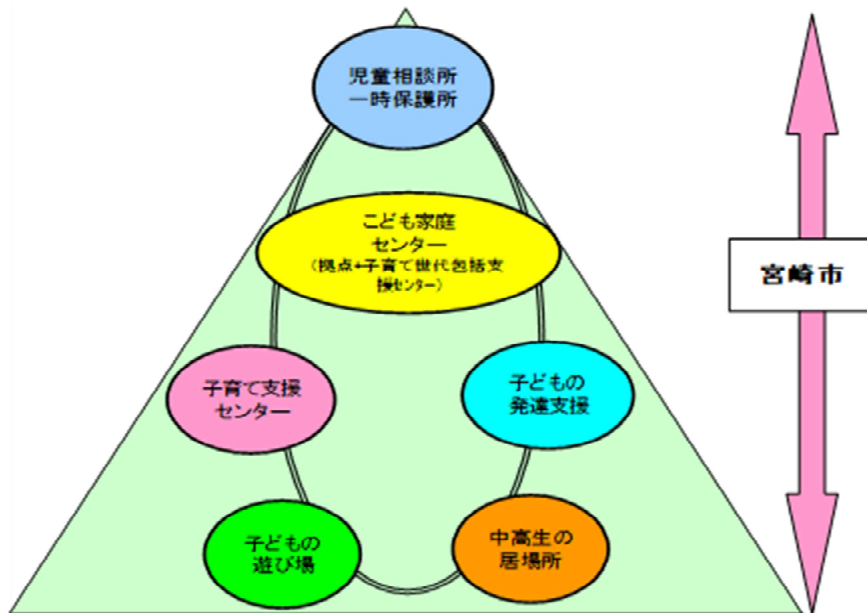
3-2 宮崎市が児童相談所を設置するメリット

- ・児童虐待の未然防止・再発防止体制の強化
- ・通告後対応の迅速化
- ・市の判断で一時保護が可能
- ・一時保護所の弾力的な運用
- ・措置児童が家庭的な環境で育つことを推進 など

4 宮崎市が理想とする支援体制

来年度に、妊娠期から子育て期に対する切れ目のない支援を行うために、「こども家庭センター」につながる部署を新設する。

今後は、住民に近い行政機関である市の強みをいかし、子どもや家庭に対する総合的な支援体制の構築に向けて取り組んでいく。



5 今後の予定

令和5年度

- ・県とのプロジェクトチーム立ち上げ
(人材確保・育成)
- ・庁内検討チーム設置
(子どもや家庭に対する総合的な支援体制の検討)
(設置場所、具体的な施設整備の検討)
(県から移譲される業務の整理、条例・規則の検討)
- ・県中央児童相談所への職員派遣(1名)

令和6年度以降

- ・基本計画の策定
- ・人材確保・育成
- ・関係団体への説明
- ・設置予定地域住民への説明 など

【問い合わせ先】

宮崎市子ども未来部

子育て支援課

子ども家庭支援室

電話 21-1766